

令和元年度東京都税制調査会 第 1 回 小委員会

「 1 地方税制度に関する資料」

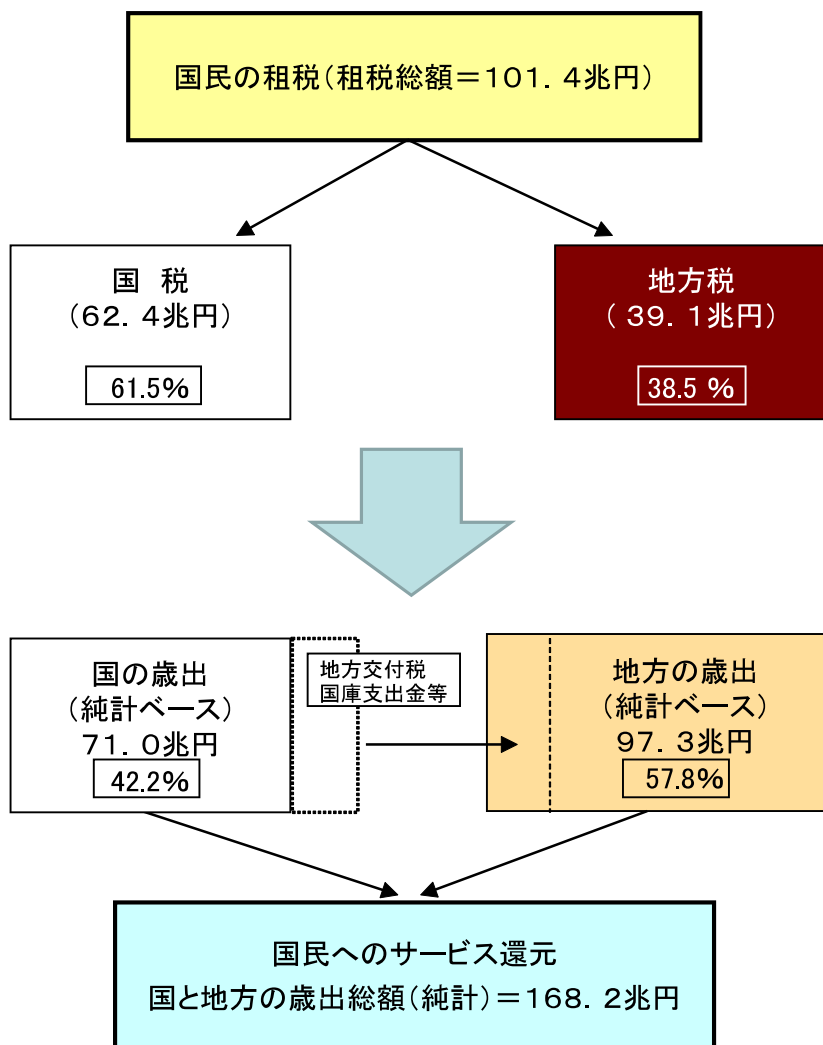
令和元年 6 月 1 4 日

「1 地方税制度に関する資料」 目次

資 料 名	頁
国・地方の税源配分について	1
国税・地方税の税収内訳（平成31年度予算・地方財政計画額）	2
地方税の税収内訳（平成31年度地方財政計画額）	3
地方税収（地方財政計画ベース）の推移	4
主要税目（地方税）の税収の推移	5
主要税目（東京都）の税収の推移	6
国・地方の主な税目及び税収配分の概要	7
所得、消費、資産課税等の割合の国際比較（租税全体）	8
平成31年度与党税制改正大綱（新たな偏在是正措置に関する部分抜粋）	9
地方法人課税における新たな偏在是正措置	10
偏在是正措置に対する各団体の意見①②	11
地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の交付税原資化の概要	13
外形標準課税の概要	14
法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移	15
各都道府県における資本金階級別の申告法人数（平成29年度）	16
法人事業税（外形標準課税の各割）における税額の偏在性	17

国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出(平成29年度決算)



- (注) 精査中であり、数値が異動することがある。
- (注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
- (注) 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

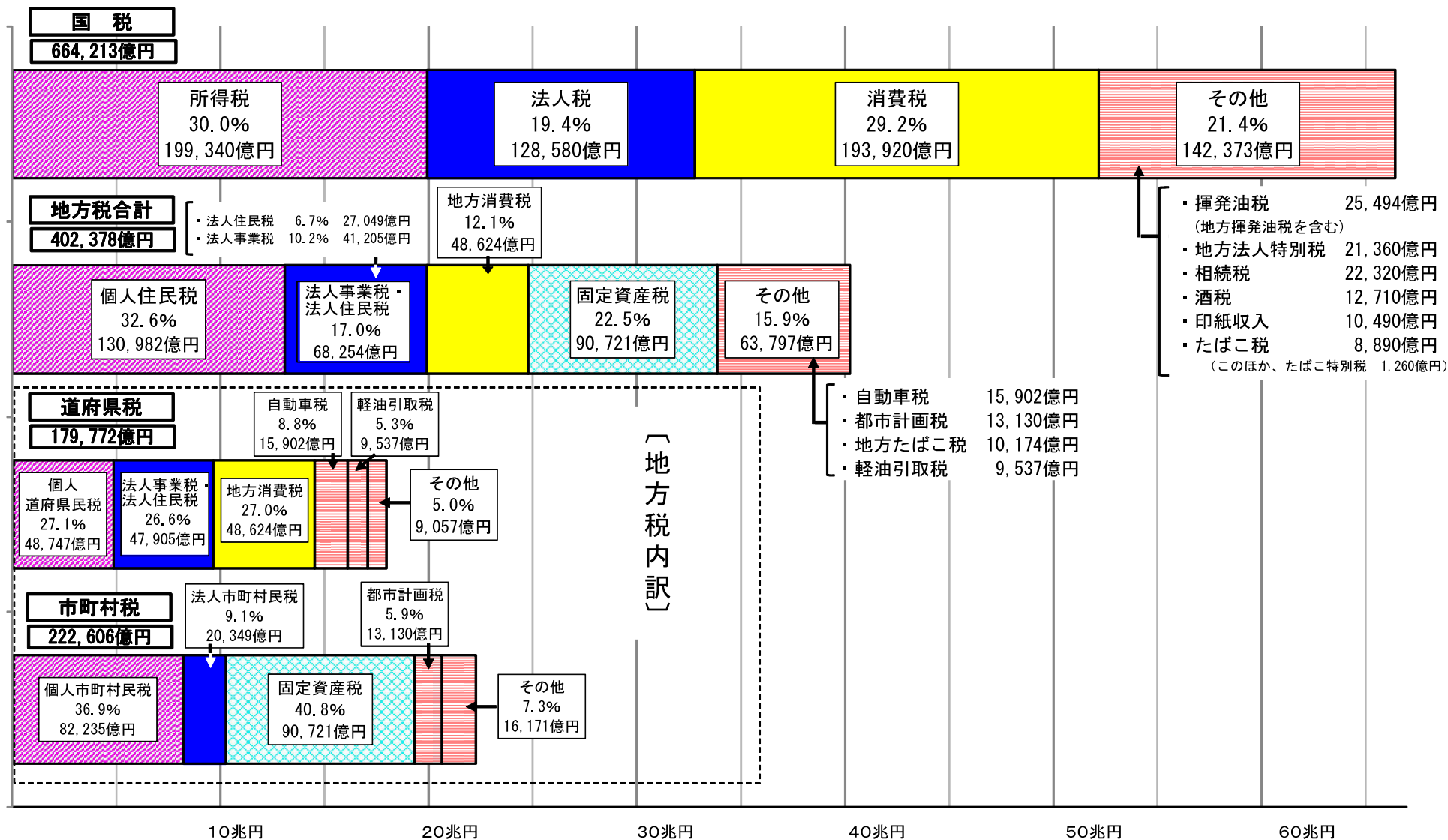
注 総務省ホームページより抜粋。

◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税	〈法人事業税への 還元時ベース〉
H20	84.7兆円	45.8兆円 [54.1%]	38.9兆円 [45.9%]	
H21	74.2兆円	40.2兆円 [54.2%]	34.0兆円 [45.8%]	<46.7%>
H22	77.4兆円	43.7兆円 [56.5%]	33.7兆円 [43.5%]	<45.3%>
H23	78.7兆円	45.2兆円 [57.4%]	33.5兆円 [42.6%]	<44.6%>
H24	80.8兆円	47.0兆円 [58.2%]	33.8兆円 [41.8%]	<43.9%>
H25	85.9兆円	51.2兆円 [59.6%]	34.7兆円 [40.4%]	<42.7%>
H26	93.9兆円	57.8兆円 [61.6%]	36.0兆円 [38.4%]	<40.9%>
H27	98.3兆円	60.0兆円 [61.0%]	38.3兆円 [39.0%]	<41.1%>
H28	97.5兆円	59.0兆円 [60.5%]	38.6兆円 [39.5%]	<41.4%>
H29	101.4兆円	62.4兆円 [61.5%]	39.1兆円 [38.5%]	<40.3%>
H30見込	103.5兆円	63.8兆円 [61.6%]	39.7兆円 [38.4%]	<40.4%>
H31計画	106.7兆円	66.4兆円 [62.3%]	40.2兆円 [37.7%]	<39.7%>

- (注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
- (注) 枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。
- (注) 「H30見込」は国税においては補正後予算額、地方税においては推計額(H30.12時点)である。

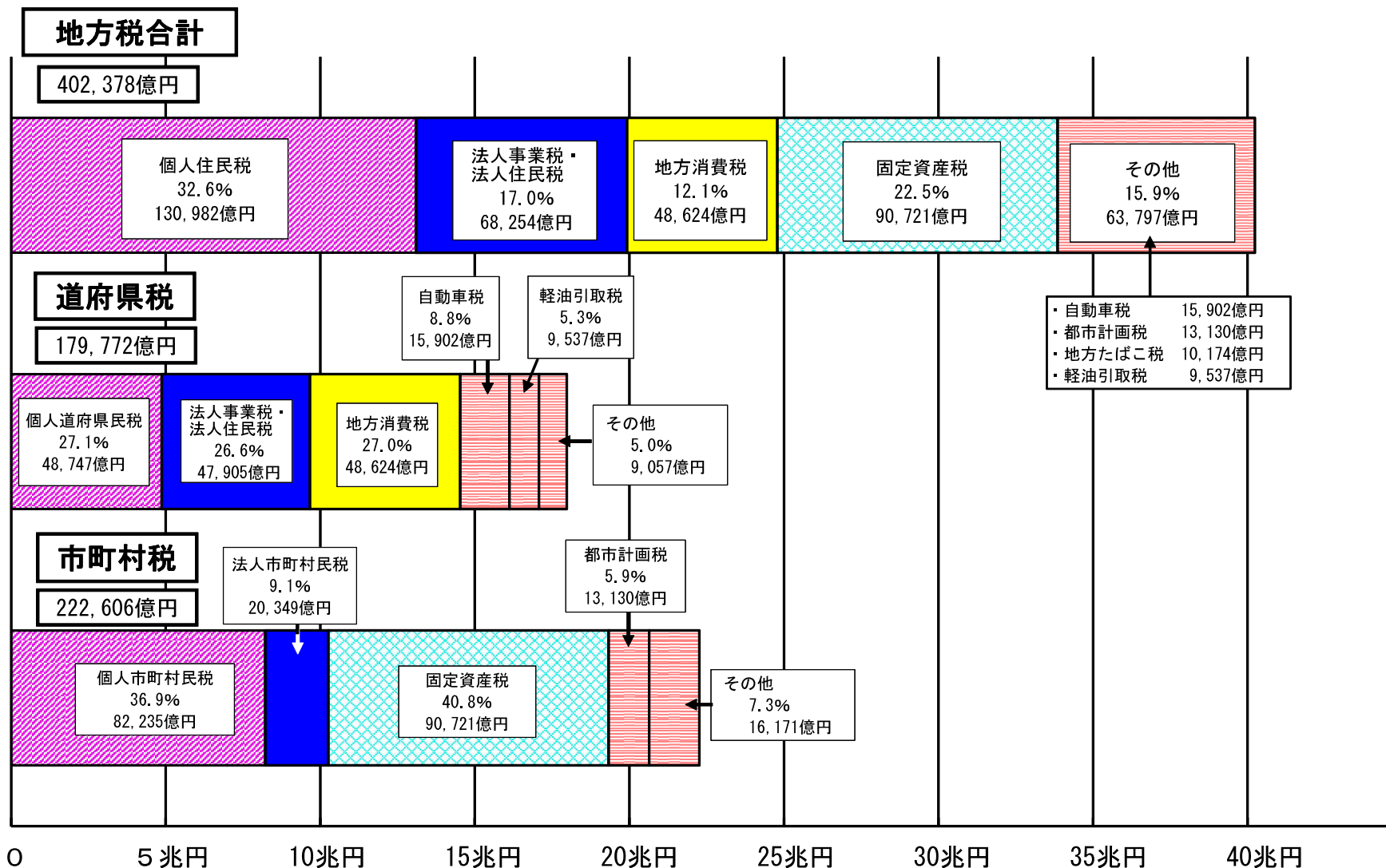
国税・地方税の税収内訳（平成31年度予算・地方財政計画額）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

注 総務省「国税・地方税の税収内訳（平成31年度予算・地方財政計画額）」をもとに作成。

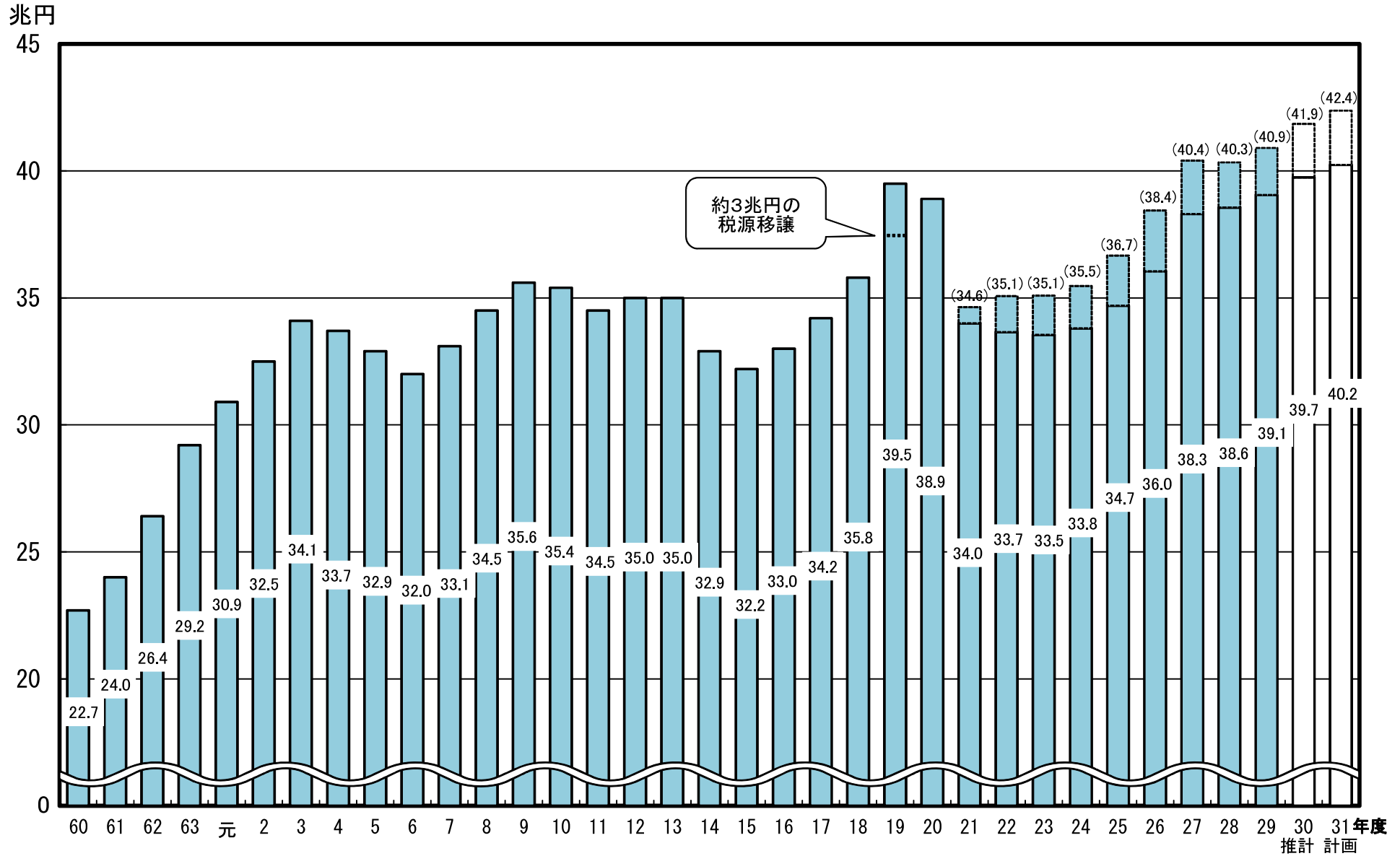
地方税の税収内訳（平成31年度地方財政計画額）



- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 数値は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 法人事業税・法人住民税には、地方法人特別譲与税を含まない。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

注 総務省「地方税の税収内訳（平成31年度地方財政計画額）」をもとに作成。

地方税収（地方財政計画ベース）の推移

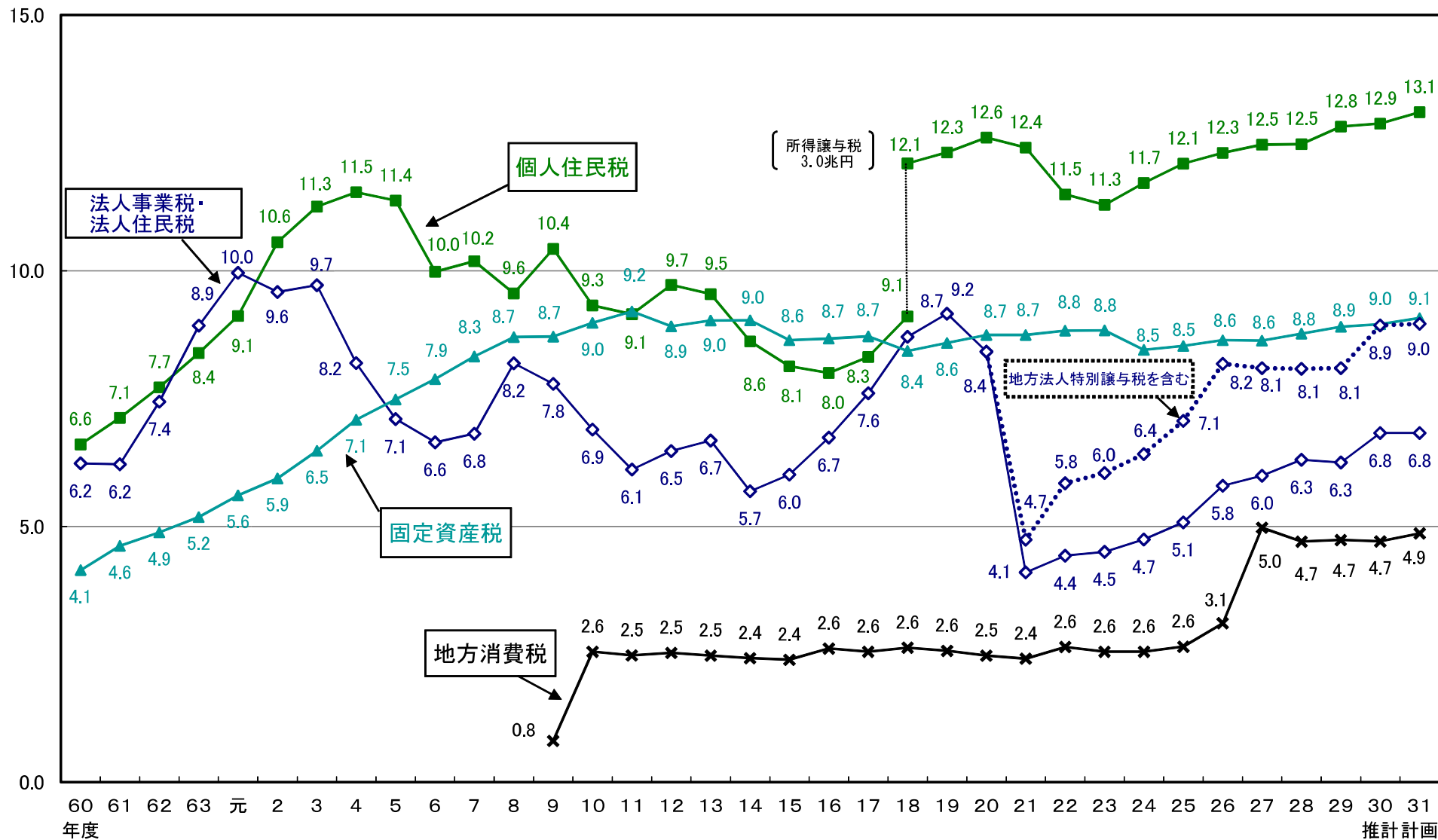


- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成29年度までは決算額、30年度は推計額(H30.12時点)、31年度は地方財政計画額である。
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

注 総務省作成資料より抜粋。

主要税目（地方税）の税収の推移

(兆円)



(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。

2 平成29年度までは決算額、30年度は推計額 (H30.12時点)、31年度は地方財政計画額である。

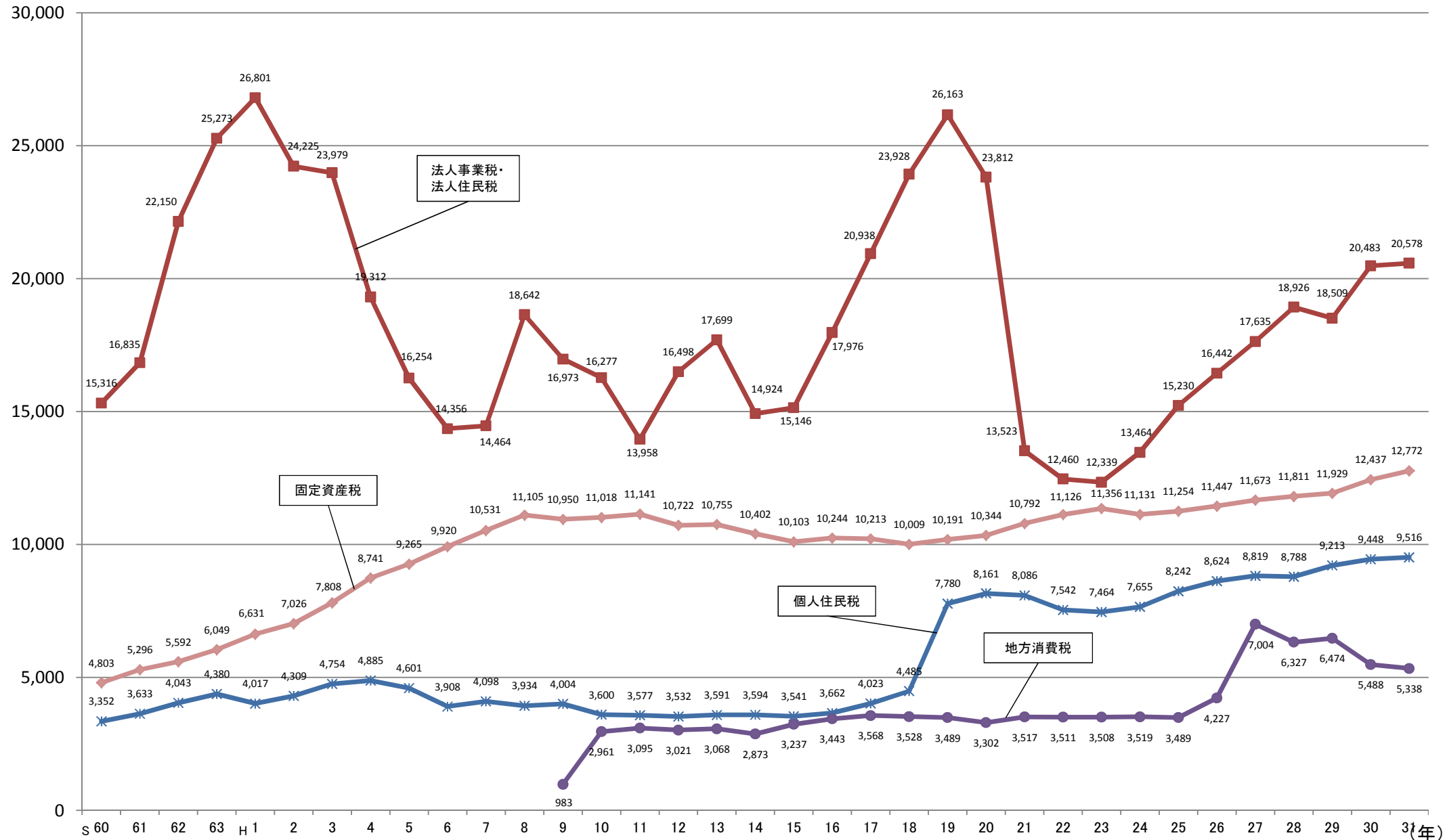
3 法人事業税・法人住民税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。

(㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.8兆円、(㉚) 2.1兆円、(㉛) 2.1兆円)

注 総務省「主要税目（地方税）の税収の推移」をもとに作成。

主要税目（東京都）の税収の推移

(億円)

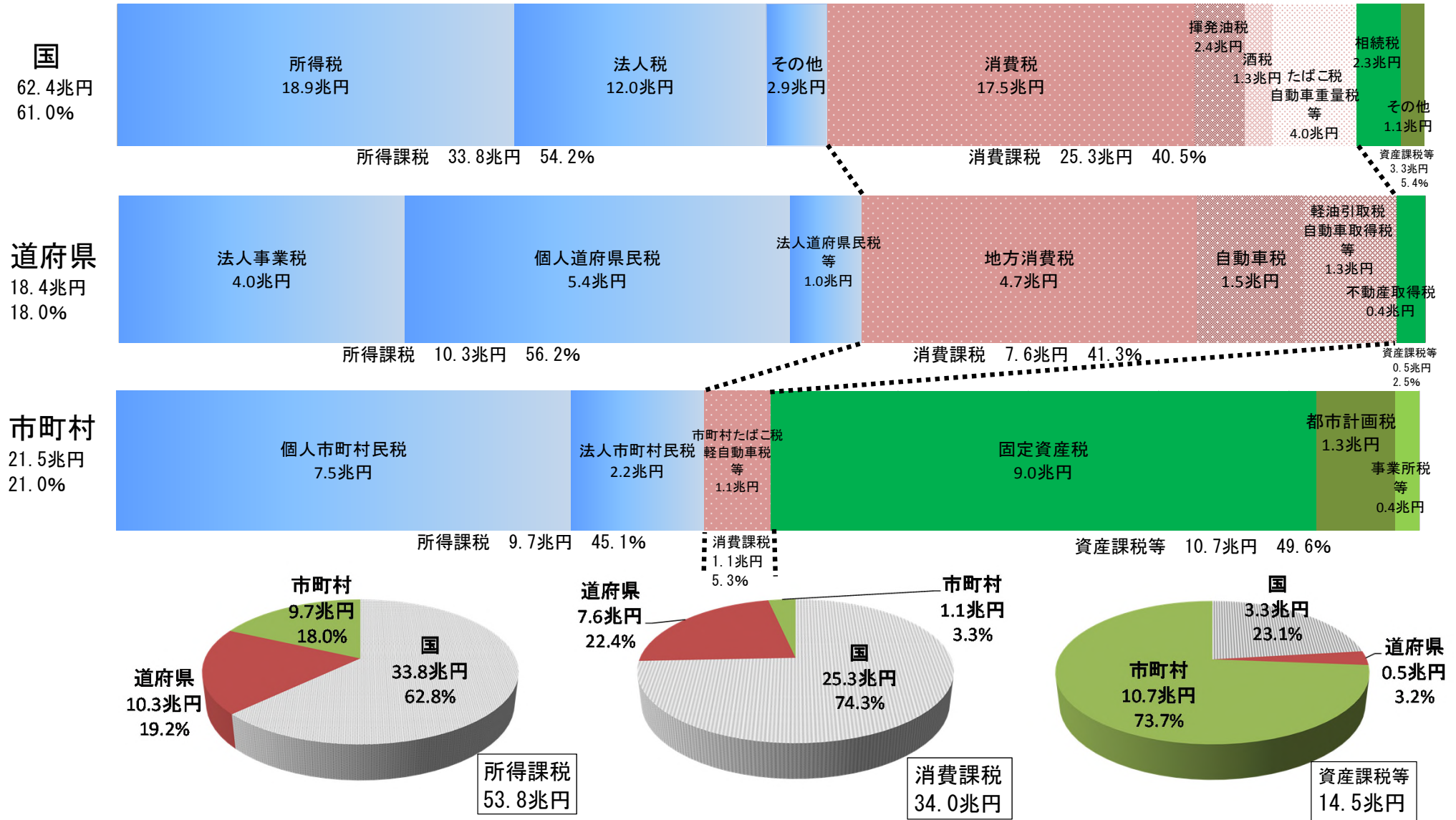


注1 東京都主税局作成。

注2 平成29年度までは決算額、平成30年度は補正後予算額、平成31年度は当初予算額。

国・地方の主な税目及び税収配分の概要

〈国・都道府県・市町村税収計：102.3兆円〉（平成29年度決算額による）

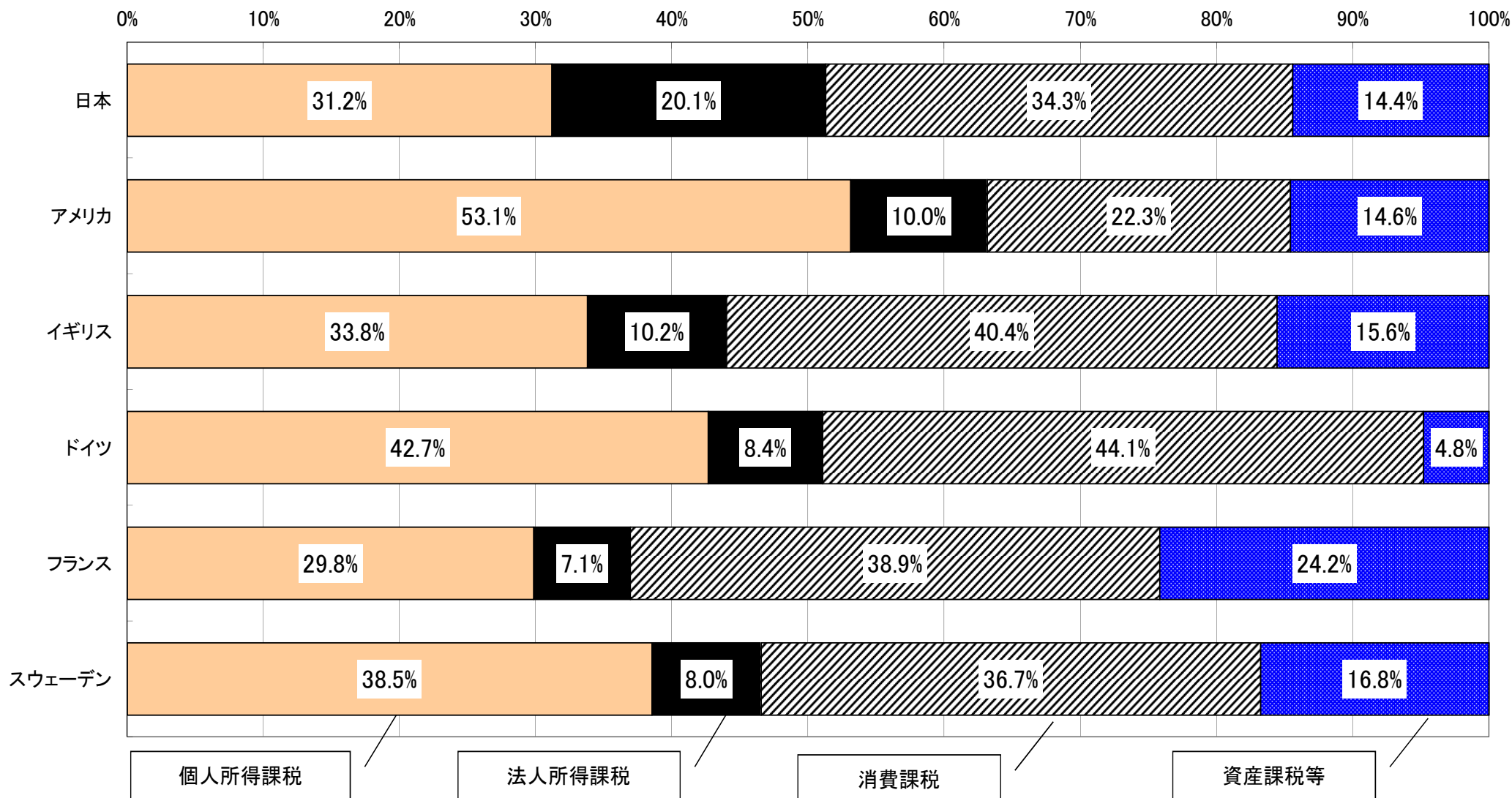


注1 総務省ホームページより作成。

注2 国税は特別会計分を含み、地方税は超過課税分及び法定外税を含む。また、国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

注3 表示単位未満四捨五入により合計等が一致しない箇所がある。

所得、消費、資産課税等の割合の国際比較（租税全体）



- 注1 “Revenue Statistics 1965-2017” (OECD)による、2016年の数値である。
 注2 税収は、国税及び地方税の合計数値である。また、所得課税は資産性所得に対する課税を含む。
 注3 国税として計上されている社会保障負担は租税負担から除いている。フランスの社会保障目的税は租税負担に含む。
 注4 端数処理の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

平成31年度与党税制改正大綱（新たな偏在是正措置に関する部分抜粋）

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

4 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方創生、地方分権を推進するためには地方税の充実確保が必要であるが、税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大する。このため、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築が必要となる。地方税の充実確保を図る前提として地方税源の偏在是正が必要という意味で、両者はいわば車の両輪として常に考える必要がある。

大都市部が将来にわたり発展していくためには、地方の活力の維持が不可欠であり、持続可能な地域社会を実現するためには、安定的な地方税財政基盤を確保することが必要である。

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大している。各種の財政指標でも、地方交付税の交付団体と不交付団体では、大きな格差が存在し、その均衡が大きく崩れている状況にある。

また、経済社会構造も大きく変化している。産業構造のサービス産業化や、大都市部への大法人の本店の集中等を背景として、大都市部には、企業の事業活動の実態以上に税収が集中している状況にある。この傾向は、インターネット取引等の拡大により、今後一層加速することが見込まれる。加えて、子会社化等の組織再編の進行や、フランチャイズ事業の拡大など、企業組織の多様化も税源の偏在に影響している。これらの変化は、現行の法人事業税の枠組み（分割基準等）では直ちに対応を行うことが困難な課題である。

こうしたことを背景として、地方法人課税の税収は、地域における付加価値の総計である県内総生産の分布状況と比較して、大都市部に集中している状況にあり、都市・地方を通じた安定的な地方税財政基盤を構築するため、これら構造的な課題への対処が求められている。

以上の観点から、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講ずる。

具体的には、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。

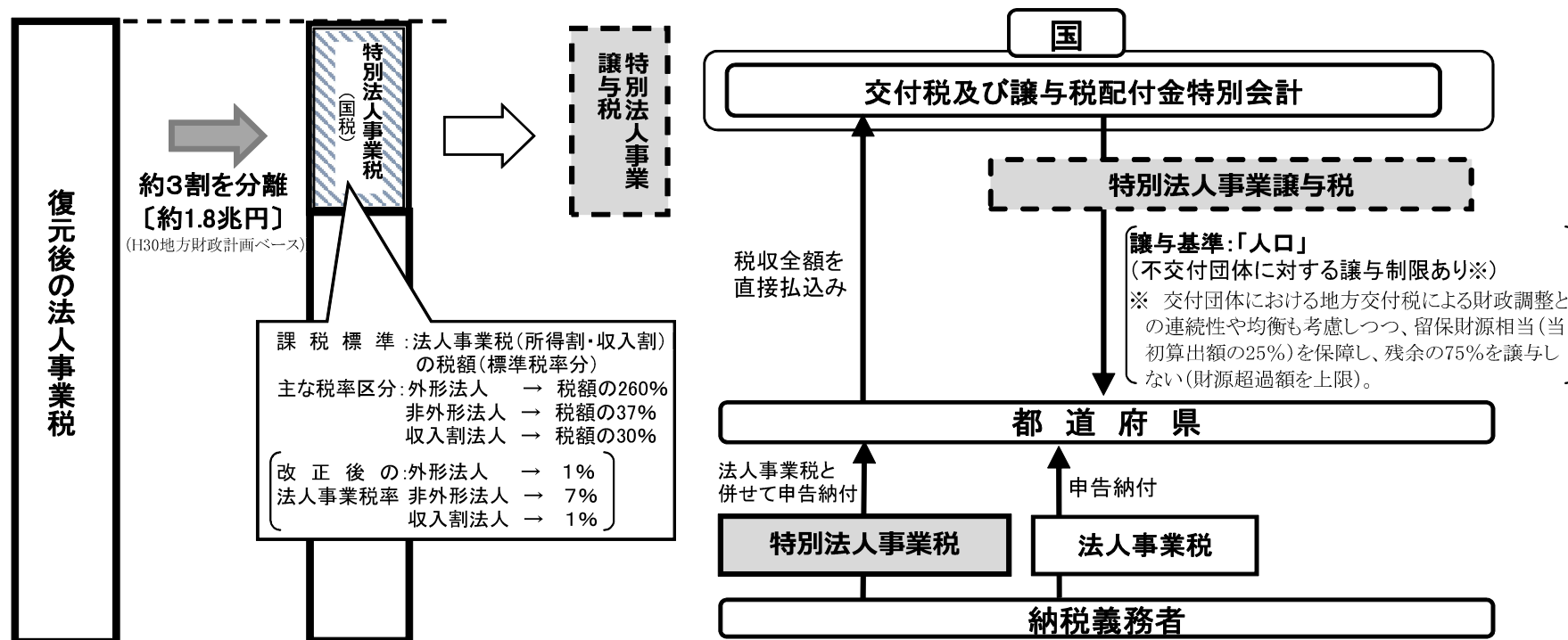
特別法人事業税（仮称）は国税とし、都道府県が法人事業税とあわせて賦課徴収を行うとともに、実質的な地方税源としての性格を明確にするため、交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込んだ上で、都道府県に対し、特別法人事業譲与税（仮称）として譲与する。特別法人事業譲与税（仮称）の譲与基準は、新たな措置の趣旨・目的に鑑み、「人口」を基準とする。また、譲与税制度の中で、適切な偏在是正効果を実現するため、交付団体との均衡も考慮し、不交付団体に対する譲与制限の仕組みを設ける。特別法人事業税・譲与税制度（仮称）は、恒久的な措置とする。なお、経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。この偏在是正措置により生じる財源（不交付団体の減収分）は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

この新たな措置は、都市と地方の対立の観点から捉えるべきではない。都市と地方が相互に連携して、各地域の活力の維持向上に取り組むための地方税財政基盤を構築する観点から行うものである。今後、各地域が地域経済の活性化等による税源の涵養に積極的に取り組み、これによりその税財政基盤のさらなる安定化がもたらされることを期待する。

地方法人課税における新たな偏在是正措置

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。

<特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み>



<その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
 - 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
 - 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

注 総務省作成資料より抜粋。

偏在是正措置に対する各団体の意見

■ 東京都「平成31年度与党税制改正大綱に対する都の見解」(平成30年12月)〈抜粋〉

- 国は、新たな「偏在是正措置」の導入の根拠として、地方法人二税の税収シェアとGDP（県内総生産）シェアの関係という新たな考え方を示し、東京都の地方法人二税の税収が、「県内総生産」の分布状況と比較して集中していることを取り上げ、東京から地方へ財源を移転することが必要であるとしている。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人に求める税である。今回、国が新たに示したGDPシェアという考え方が、課税の目的に照らして合理的なものであるのか疑問である。（GDPは、赤字法人の損失なども加味されている一方、地方法人二税は主に黒字法人の所得に課税していることから、単純に比較することは不適當ではないか）
- 東京から地方へ移転させる財源の規模をあらかじめ定め、都合のよい理屈をこじつけただけではないか、とも考えられる。仮に、この先、都内総生産のシェアが上昇したら、地方法人二税の都への配分を元の状態に戻すのであろうか。
- 地方法人二税の課税根拠である地方税の「応益性の原則」に優先して、GDPシェアに応じて配分することは、地方税としての存在意義を否定することにつながりかねない。

■ 全国知事会「『平成31年度与党税制改正大綱』について」(平成30年12月14日)〈抜粋〉

1 地方法人課税の偏在是正について

- 地方法人課税の偏在是正については、これまでも全国知事会議において議論を重ね、「都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべきである。」との提言をとりまとめている。今回の措置は、偏在性が小さい地方税体系の構築に資する実効性ある仕組みであり、全国知事会の提言に沿ったものとして評価したい。
- 今後は、今回の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置となるよう要望する。

■ 全国市長会会長「平成31年度与党税制改正大綱について」(平成30年12月14日)〈抜粋〉

- 地方法人課税における新たな偏在是正措置の創設については、偏在の大きい地方法人二税の税収が、地域における付加価値の総計である県内総生産と合致するよう是正措置が講じられることとなり、偏在性の小さい地方税体系の構築に一步進んだことは高く評価するものである。今般の措置は、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくために講じられるものでもあり、引き続き、相互に連携を図りながら、地方創生などの諸施策に積極的に取り組んで参る所存である。

■ 全国町村会会長「平成31年度与党税制改正大綱について」(平成30年12月14日)〈抜粋〉

- 地方法人課税の偏在是正については、法人事業税の一部を国税化し、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）が創設されることとなり、偏在性が小さい地方税体系に向けた前進と評価する。

偏在是正措置に対する各団体の意見

■ 九都県市首脳会議「地方分権改革の実現に向けた要求」(平成31年4月24日)〈抜粋〉

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

- 平成31年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置を廃止するとともに、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化を行うこととされている。さらに、平成31年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税を創設することとされた。
- 地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。
- 税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。
- あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化するべきではない。
- 地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

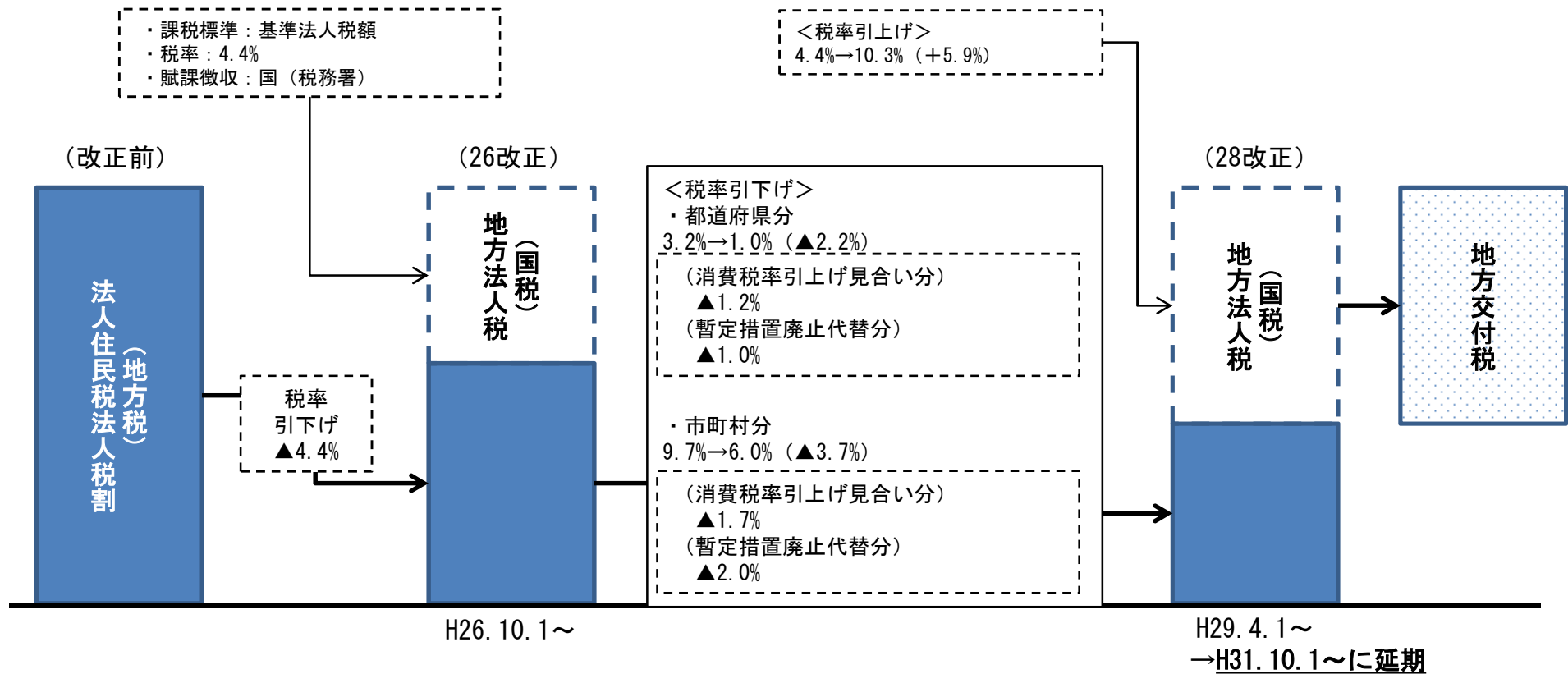
■ 地方創生実現財政基盤強化知事連盟「地方創生の実現に向けた財政基盤の強化について」(令和元年5月31日)〈抜粋〉

《提案・要望内容》

- 地方創生に向けて、各地方自治体は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を持って地方版総合戦略を策定し、鋭意その具現化に取り組んでいるところであり、国・地方を挙げて、何としても地方創生を早期実現し、日本の明日を切り拓く道筋を確固たるものとするのが重要である。
- 一方で、人口規模の小さな県や面積が広大な道県においては、消費税率が5%から8%に上げられたにもかかわらず、地方税と地方交付税等を合わせた一般財源総額は逆に減少しており、全国で事業活動をしている大法人の本店が集中しているために税収が特に増加している都府県との財政力格差が大幅に拡大している状況である。
- このため、地方交付税の総額確保はもちろんのこと、本年10月の消費税率10%への引上げを控え、各都道府県ごとに見ても確実に一般財源総額が増加し、地方創生及び日本の明日を切り拓くための財政基盤が確立できるよう、これまで以上に地方交付税の財源調整機能の充実・強化を図ること。
- また、地方創生推進交付金について、十分な規模を確保して継続するとともに、国と地方の協議の場を活用するなど地方の意見を踏まえた大胆な制度改正を行うこと。

地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税（国税）の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化

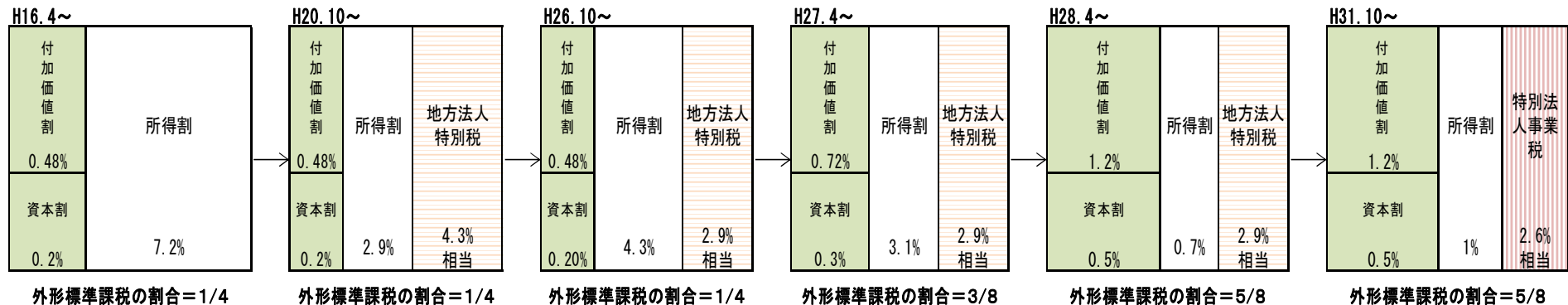


注 総務省資料より作成。

外形標準課税の概要

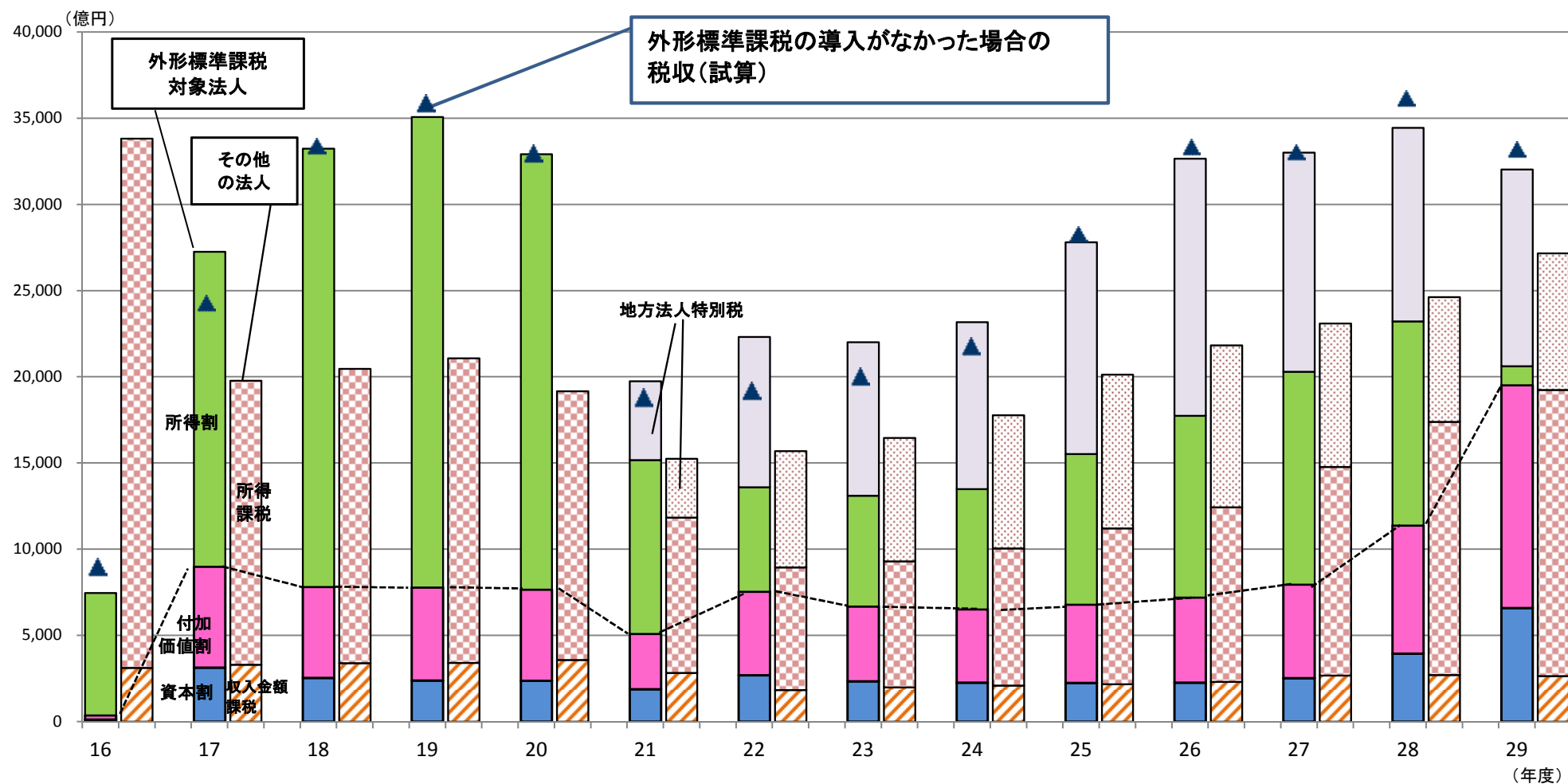
対 象	資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(収入金額課税法人・公益法人・特別法人等を除く)
課税方式	<p style="text-align: center;"> 法人 事業税 = 所得割 + 付加価値割 + 資本割 </p> <p>注1 付加価値額＝収益配分額＋単年度損益 ただし、収益配分額(＝報酬給与額＋純支払利子 ＋純支払賃借料)に占める報酬給与額の割合が 70%を超える場合は、70%を限度</p> <p>注2 資本割の特例 1,000億円超5,000億円以下の部分：50%に圧縮 5,000億円超1兆円以下の部分：25%に圧縮 (資本金等の額が1兆円超の場合には1兆円とみなす)</p>
徴収猶予	赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の法人を対象とする徴収猶予制度あり
特例の 取り扱い	外形標準課税の対象法人は、地方税法第72条の24の4(条例による外形課税の特例)の適用対象外
適用期日	平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用

○標準税率の改正経緯



注 東京都では、平成31年9月30日までに開始する事業年度までは、標準税率に1.05を乗じた超過税率を適用。
平成31年10月1日以後に開始する事業年度に適用する税率は、平成31年度税制改正に伴う地方税法改正後に条例改正により決定予定。

法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移



注1 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」第15表及び第34表より作成。

2 税収は各年度における調定額ベース。

3 「その他の法人」の「所得課税」には、外形標準課税対象法人を除く所得課税分及び課税標準の特例による課税分を含む。

4 「外形標準課税の導入がなかった場合の税収(試算)」は、外形標準課税対象法人の「(所得割(＋地方法人特別税))」の税収に、平成16年度から平成27年度までは4/3を、平成28年度は8/5を、平成29年度は8/3を乗じて試算(税制改正による税収への影響は翌年度から発生すると仮定)。

各都道府県における資本金階級別の申告法人数（平成29年度）

	内国普通法人				(参考) その他の 内国法人	(参考) 外国法人	申告法人数 合計 ※連結法人を除く
	資本金 5,000万円以下	資本金 5,000万円超	資本金 1億円超	合計			
北海道	107,421	1,574	502	109,497	4,785	232	114,514
青森県	18,803	311	92	19,206	1,492	1	20,699
岩手県	17,188	367	106	17,661	1,720	3	19,384
宮城県	40,413	665	212	41,290	1,957	9	43,256
秋田県	14,892	277	74	15,243	1,144	-	16,387
山形県	17,298	392	107	17,797	1,482	1	19,280
福島県	37,402	446	134	37,982	1,913	7	39,902
茨城県	46,062	593	169	46,824	1,779	28	48,631
栃木県	37,158	443	124	37,725	1,546	13	39,284
群馬県	38,683	530	144	39,357	1,892	7	41,256
埼玉県	127,974	1,473	384	129,831	3,457	69	133,357
千葉県	101,990	1,209	376	103,575	3,361	104	107,040
東京都	541,546	16,958	9,064	567,568	16,521	4,094	588,183
神奈川県	170,995	2,471	915	174,381	5,683	237	180,301
新潟県	38,108	862	214	39,184	2,357	9	41,550
富山県	18,669	480	181	19,330	1,526	2	20,858
石川県	22,387	444	155	22,986	1,426	2	24,414
福井県	15,923	265	86	16,274	1,271	1	17,546
山梨県	15,533	225	65	15,823	869	8	16,700
長野県	40,153	769	196	41,118	2,760	28	43,906
岐阜県	38,594	634	134	39,362	2,530	11	41,903
静岡県	68,848	1,015	321	70,184	3,317	24	73,525
愛知県	150,662	2,835	904	154,401	5,892	78	160,371
三重県	28,647	446	128	29,221	1,869	20	31,110
滋賀県	19,542	379	91	20,012	1,888	10	21,910
京都府	53,714	1,050	295	55,059	3,153	36	58,248
大阪府	222,340	5,189	1,526	229,055	6,326	134	235,515
兵庫県	95,505	1,793	510	97,808	4,473	56	102,337
奈良県	18,848	247	43	19,138	1,125	6	20,269
和歌山県	14,832	212	61	15,105	1,232	-	16,337
鳥取県	9,202	151	52	9,405	879	-	10,284
島根県	10,721	216	60	10,997	1,344	-	12,341
岡山県	37,186	513	132	37,831	1,809	9	39,649
広島県	57,373	821	238	58,432	2,434	18	60,884
山口県	21,589	329	113	22,031	1,576	5	23,612
徳島県	15,317	210	57	15,584	981	3	16,568
香川県	21,266	312	103	21,681	1,200	3	22,884
愛媛県	27,062	342	111	27,515	1,303	8	28,826
高知県	11,538	172	49	11,759	1,000	2	12,761
福岡県	95,516	1,496	461	97,473	3,952	34	101,459
佐賀県	11,428	163	58	11,649	1,050	-	12,699
長崎県	20,247	265	86	20,598	1,584	7	22,189
熊本県	33,670	414	107	34,191	1,625	5	35,821
大分県	22,456	224	82	22,762	1,489	5	24,256
宮崎県	19,289	204	62	19,555	1,176	-	20,731
鹿児島県	29,268	309	93	29,670	1,616	2	31,288
沖縄県	23,118	421	149	23,688	1,194	22	24,904
全国	2,646,376	51,116	19,326	2,716,818	116,958	5,353	2,839,129

- 注1 国税庁「平成29年度統計年報「『2直接税法人税』」より作成。
 2 申告法人数には、確定申告のあった事業年度数を法人単位に集約した件数を示している。
 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人（会社等、企業組合、及び医療法人）について、平成30年7月31日までに申告のあった事績及び平成29年7月1日から平成30年6月30日までの間に処理した事績を「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。
 4 内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人（公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人）をいう。
 5 内国普通法人は、内国法人のうち普通法人（会社等、企業組合、医療法人）をいう。
 6 資本金の額は、事業年度末の払込済資本金額又は出資金額である。

法人事業税（外形標準課税の各割）における税額の偏在性

外形基準のうち、

- 付加価値割は、変動係数が小さく、税源偏在の縮小に効果がある。
- 所得割は、景気変動の影響を受けやすく、年度間の安定性に欠ける。

	平成19年度の法人事業税額（単位：億円）				
	所得割分	付加価値割分	資本割分	外形標準課税分	合計
				小計	
東京都	6,682	1,298	723	8,703	13,271
全国	24,781	5,051	2,318	32,150	51,793
変動係数	1.992	1.887	2.203		

・変動係数は、各都道府県ごとの税収額のばらつきを表したもの。
 ・変動係数が大きくなるほど、ばらつきが大きい。

	平成29年度の法人事業税額（単位：億円）				
	所得割分	付加価値割分	資本割分	外形標準課税分	合計
				小計	
東京都	1,027	2,907	1,737	5,672	14,391
全国	3,462	10,947	5,590	19,999	55,612
変動係数	2.191	1.922	2.189		

注 東京都主税局作成。
 端数処理の関係上、各項目の係数の和が一致しないことがある。